

DR. YOKO's Cafe

体にちょっと優しいお話し

健康づくりで気をつけたいポイントや
病気の予防方法をお伝えします。

今月の
テーマ

新型コロナ
2類から5類へ

新型コロナウイルスの発生から3年余りが経ちました。政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げると決めました。感染者の外出自粛や医療費の負担、マスク着用、医療機関への受診など、これまでと対策が大きく変わります。

今月は、感染分類が変わることによる私たちの生活の変化や、そもそも感染分類とは何かという疑問をまとめて紹介します。



感染分類とは？

感染症を予防し流行を抑えるために、ウイルスや細菌などの病原体を、感染の広がりやすさや症状の重症度などに応じて5段階に分類したものです。



分類が変わると何が変わる？

感染症法の分類と対応		
分類	感染症名	対応
1類	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱など	交通制限、入院勧告、就業制限、消毒
2類	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（一部）など	入院勧告、就業制限、消毒
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフスなど	就業制限、消毒
4類	E型肝炎、A型肝炎、狂犬病、マラリアなど	消毒
5類	インフルエンザ、梅毒、はしかなど	
新型コロナウイルス等		入院勧告、就業制限、消毒など
指定感染症		1～3類に準じる

また、感染症法上の分類の意向に先立ち、スポーツやコンサートにおける観客数の制限も見直されています。

分類が変更されると、政府や都道府県などが取る措置が変わります。感染者への入院勧告や外出制限、マスクの着用、感染者の把握、感染者を診療する医療機関への補助といった医療的措置が変わります。緊急事態宣言などはなくなり、飲食店に対する時短要請などもなくなりません。水際対策も原則的にはなしとなります。さらに、将来的には医療費やワクチン接種が全額公費負担から一部自己負担に変わっていく見通しです。



感染対策の見直しは？

新型コロナウイルス対策をめぐり、厚生労働大臣はアクリル板の設置などマスクの着用以外の対策の見直しについても専門家の意見を聞きながら検討する考えを示しました。

大臣は「マスク着用を見直したあとも感染対策は重要で、3密の回避、人と人の距離の確保、手洗いなどおの手指衛生、換気などをお願いすることになっている」と述べました。そのうえで、「厚生労働省の感染症部会から『過剰とも言える感染対策はできるかぎり早期に見直しを行い、有効な方法について情報発信をすべき』という意見が出ている。マスク以外の対策も専門家の意見を聞いて進めたい。」と述べています。

新型コロナウイルスが2023年5月8日に季節性インフルエンザと同等の5類に変更になりました。長い長い3年余にわたる新型コロナウイルスというかつてない感染症との闘いが、在宅ワーク、ZOOM会議など新たな働き方が生み出されたことも特筆すべき時代だったと思います。

今後も、在宅・在宅のハイブリッドな働き方が継続することは確実であり、より生産性の高い働き方改革が加速されると思われる。日本国内全人口比に占めるワクチン接種率は3回目までの方が68.2%にとどまっております。オミクロン株対応ワクチンの接種率は未だ低率であるため、4月以降も無料での接種を国としても検討中です。

5類になることで、自宅療養や待機を要する法的根拠はなくなり、軽感染者が市中に増えることで感染が広がる懸念もあります。引き続き感染対策を講じながらWITHCORONA時代に上手に移行していきましょう。



せんだい総合健診クリニック
院長 石垣洋子

どうなる？ マスク着用緩和の注意点

令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねることになります。

現時点では、人との距離が2m以上空けられない屋内や交通機関の中などではマスクの着用が推奨されています。

政府は1月27日に開催された感染症対策本部で、5類に移行後のマスク着用は「個人の判断にゆだねることを基本」とする方針を決めました。具体的には、**3月13日**からマスク着用の緩和がスタートとなります。

ただし、下図に示すような場合は、マスク着用が効果的となります。緩和に慣れていく上で参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症対策
これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としてきましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です

高齢者
基礎疾患を有する方
妊婦
重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします
※事業等の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります
厚生労働省

SHINKOKAI 医療法人社団進興会
せんだい総合健診クリニック

住所 〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 4F

TEL 022-221-0066(代表)

URL <https://www.sskclinic.jp/>

記事についてのお問い合わせ ☎022-221-1274